

技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業実施要領

第1 趣旨

技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業の実施については、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。）及び長岡市農林水産事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 目的

本事業は認定農業者等が新たに就農（就業）しようとする青年等を雇用し、現場での経営に必要な技術と知識を習得させるための研修を受けさせることで、これからの担い手となる青年等の確保を目的とする。

第3 事業対象者（事業主体）

研修を行う者（以下「事業主体」という。）は、長岡市内に住所を有する個人又は法人であり、以下の要件の全てを満たすものとする。

（1）新規就農（就業）者に対して栽培・生産等の管理技術・経営能力などを身につけさせるための指導を行うことができる認定農業者

（2）経営状態が良好だと判断できる者

2 研修を受ける被雇用者（以下「研修者」という。）は以下の要件の全てを満たす者とする。

（1）長岡市内に住所を有し、研修終了後も継続して市内で農畜産物の生産に関する事業に従事できる者

（2）当該年度の4月1日時点で45歳未満である青年等であること

（3）過去に事業主体となる研修先（雇用先）との間で正規の従業員として雇用契約を締結していないこと

（4）過去に本事業による助成を受けていないこと

（5）本事業対象者となる期間に、国又は他の地方公共団体等の機関から同様の事業に係る助成を受けていないこと

第4 雇用に関する留意事項

事業主体は研修者を雇用するに当たっては以下の事項に留意すること。

（1）雇用契約書には作業内容（研修内容）1カ月の所定労働時間、賃金、休日の定め、有給休暇の取扱等労働条件に関する事項を記載すること

- (2) 研修者と正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
- (3) 労働保険（雇用保険・労災保険）に加入すること
- (4) 労務管理に関する研修を修了するよう努めること

第5 対象期間

研修者1人当たりの補助対象期間は、期間の定めのない雇用契約の開始日から6カ月以上最大で36カ月以内とする。

第6 必要書類

補助金の交付申請にあたっては補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）に以下の書類を添付し市長へ提出するものとする。ただし、イ及びウについては、必要事項が記載されている場合は任意様式でかまわない。

- ア 事業計画書（要領別記第1号様式）
- イ 雇用契約書写し（要領別記第2号様式）
- ウ 研修者の履歴書（要領別記第3号様式）
- エ 事業主体の直近の所得税青色申告決算書又は法人の決算書
- オ 各種保険に加入していることがわかる書類
- カ その他特に市長が必要と認める書類

- 2 2年度目以降継続して交付を申請する者はイ、ウ及びオの書類の添付を省略することができる。

第7 補助金の申請及び交付

補助金の申請は原則として、当該年度の9月1日から9月30日までにを行うものとする。ただし、申請が市の予算額を上回る場合には、別に定める要件の順に採択を行うものとする。

- 2 予算額に執行残がある場合は、前項の期日を超えて交付申請ができるものとする。
- 3 補助金は要綱第10条に規定される額を確定した後、交付を行うことを基本とする。ただし、交付決定を受けた者が研修実績報告書（要領別記第4号様式）を提出した場合、6月を単位として補助金を概算払請求することができることとする。

第8 補助金額の算定

1カ月当たりの補助金額は、研修者の1カ月当たり賃金相当額（残業代や賞与などの各種手当、保険料等を除く基本給）の50%以内とする。（千円未満切捨、補助上限額は100千円）

第9 事業の中止及び補助金の返還等

事業主体及び研修者の提出した書類に虚偽の記載があった場合のほか、事業の目的に反する事実が認められた場合は補助金の交付を中止するものとし、既に交付した補助金がある場合はそれを返還させるものとする。

第10 状況報告

事業主体は、補助事業を完了後2年間は、毎年12月末までに別に定める方法で事業の遂行状況について、市長に報告するものとする。

第11 事業終了後の責務

研修者は、事業対象期間終了後、独立自営就農又は、継承等により自ら農畜産業の経営に参画する又は、農畜産業の生産活動に継続して従事するよう努めること。

2 事業主体は、研修者が前項にあげた事項を達成できるようサポートすること。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月16日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年9月12日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年8月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業 採択基準

(令和7年8月25日)

申請が市の予算額を上回った場合は、提出された交付申請書の内容に基づき以下の基準により採択する。

<基準>

- 第1 前年度から引き続き同一の研修者に対して交付を継続する事業主体を優先する。
- 第2 過去に本事業を活用したことがない事業主体を優先する。ただし、複数いる場合は、重複した期間で他の市の単独補助事業の交付対象となっていない者から優先する。
- 第3 過去に本事業を活用したことがある場合は、累計交付月数が少ない事業主体を優先する。ただし、累計交付月数が同一の事業主体が複数いる場合は、重複した期間で他の市の単独補助事業の交付対象となっていない者から優先する。
- 第4 第3までの基準で決定しないときは、抽選により決定する。